

佐賀県談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報確認及び通報

各発注機関は、建設工事及び測量、設計、調査等の委託業務の入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)を受けた場合には、当該情報提供者の氏名、連絡先等を確認のうえ、直ちに公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)に通報する。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

なお、新聞報道等により談合情報を把握した場合においても委員会に通報する。

2 報告

委員会の事務局は、1により談合情報を入手した場合には、その内容を談合情報報告書(別紙1)にまとめ、委員会において報告を行う。

3 審議

委員会は、次の各号のいずれかに該当する談合情報の場合には、当該情報の信ぴょう性を判断し、第2に定める具体的な対応をとることの是非を審議する。

- (1) 落札予定者
- (2) 落札(入札)予定金額
- (3) 談合が行われた日時、場所、方法
- (4) 談合に関与した具体的な業者名又は人物名
- (5) 発注者が公表していない情報(入札参加者名等)
- (6) その他談合に参加した者以外に知り得ない情報

4 公正取引委員会への通報

委員会は、具体的な対応をとることとした談合情報については、手続の各段階において公正取引委員会に通報する。

5 警察への通報等

委員会は、事情聴取等の結果、談合の事実があったとは認められないが極めて疑わしい場合には警察に通報し、談合の事実があったと認められる場合には警察に告発する。

6 佐賀県建設工事入札審査会への報告等

委員会は、佐賀県建設工事入札審査会(以下「入札審査会」という。)に談合情報とその対応について適宜報告するとともに、入札の実施又は取りやめを決定する際は、あらかじめ諮問するものとする。

7 報道機関への対応

談合情報に関し、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、事務局が対応する。

なお、談合状況については公正取引委員会に通報している旨を明らかにするものとする。

また、事情聴取等の結果、入札(開札)を延期、取りやめ及び無効とした場合には、記者発表を行う。

8 関係業界への対応

委員会は、事情聴取等の結果、入札を取りやめ又は無効とした場合には、関係業界へ情報提供を行うとともに注意を促す。

第2 具体的な対応

委員会の審議の結果、具体的な対応をとることとした場合は以下の手続によるものとする。

1 入札執行前に談合状況を把握した場合

(1) 事情聴取

入札参加者全員に対して事情聴取を行い、事情聴取書(別紙2)を作成する。

事情聴取は、発注の遅れによる影響等を考慮し、入札日（開札日）前日までに行うか、又は入札開始（開札）時刻若しくは入札日（開札日）の繰り下げにより入札（開札）を延期したうで行う。

(2) 工事費内訳書の検査

入札参加者全員に工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと）の数量、金額等を表示した工事費内訳書の提出を、事情聴取までに求め、当該工事の積算内容を把握している職員が検査する。

なお、提出がない者は当該工事の入札に参加を認めないものとする。

(3) 談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の検査の結果、明らかに談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、入札審査会での審議を経て、入札心得5（1）の規定により入札（開札）を取りやめ、再度入札を行う。

(4) 談合の事実があつたと認められない場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の検査の結果、談合の事実があつたと認められない場合には、すべての入札参加者から誓約書（別紙3）を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、入札審査会での審議を経て、入札心得6（2）の規定により入札を無効とする旨の注意を促し、入札を行う。

(5) 談合の事実があつたとは認められないが、極めて疑わしい場合の対応

① 落札予定者が一致し、情報の落札予定金額と入札に係る落札（予定）金額が一致又はその金額の差が予定価格の±0.5%以内の場合及び落札予定者とすべての入札参加者が一致の場合（すべての入札参加者が、過去の指名実績等により類推できる場合を除く。）には、入札審査会での審議を経て、入札心得5（1）の規定により入札（開札）を取りやめ、再度入札を行う。

② 落札予定者が一致し、情報の落札予定金額と入札に係る落札（予定）金額の差が予定価格の±0.5%を超えている場合及び落札予定者とすべての入札参加者が一致する場合ですべての入札参加者が、過去の指名実績等により類推できる場合には、入札審査会での審議を経て、委員会において入札（開札）の実施又は取りやめを決定する。

2 入札執行後に談合状況を把握した場合

入札執行後に談合情報があつた場合には、委員会は、当該情報の信ぴょう性を判断するとともに、既に入札結果等を公表していることに留意し、以下の具体的な対応をとることの是非を審議する。

(1) 契約締結以前の場合

① 事情聴取

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成する。

② 工事費内訳書の検査

入札参加者全員に工事区分、各工種、種別及び細別に相当する項目ごと（営繕等に係る工事にあつては工事種目、各科目、中科目及び細目に対応する項目ごと）の数量、金額等を表示した工事費内訳書の提出を、事情聴取までに求め、当該工事の積算内容を把握している職員が検査する。

③ 談合事実があつたと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取及び工事費内訳書の検査の結果、談合の事実があつたと認められる証拠を得た場合には、入札審査会での審議を経て、入札心得6（2）の規定により入札を無効とし、再度入札を行う。

④ 談合の事実があつたと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があつたと認められない場合には、入札審査会での審

議を経て、入札を行った者全員から誓約書を提出させたいえ、落札者と契約を締結する。

(2) 契約締結後の場合

入札を行った者全員に対して速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成し、工事費内訳書についても検査する。

なお、事情聴取及び工事費内訳書の検査の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札審査会での審議を経て、工事の進捗状況を考慮し、契約解除の是非を判断する。

第3 その他

1 公正取引委員会への報告等

公正取引委員会へは、手続の各段階においてその都度通報し、事情聴取書、誓約書、入札成績表の写し等を送付する（別紙4）。ただし、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することもできる。

2 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員会の委員及び発注機関等の複数の職員により行う。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させ、1社ずつ別室に呼び出し、聞き取りを行う。

3 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、公正取引委員会に送付する旨を通知したうえ、事情聴取の対象者から自主的に提出させる。

(2) 入札に際し、「入札執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする」旨の注意を促す場合には、別紙5により注意事項を読み上げる。

4 再度入札の方法

再度入札する方法は、原則として、取りやめた入札に参加した業者を除くとともに、等級、地域、営業所、施工実績等の資格要件を変更し入札参加者をすべて入れ替えることとし、その方法の決定については、委員会において審議する。この際、入札参加者を県内に本店を有する業者で確保できない場合には、県内に支店、営業所を有し県外に本店を有する業者、次に、県外に本店を有する業者の順に入札参加者とする。

附 則

このマニュアルは平成7年10月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは平成18年7月12日から施行する。

附 則

このマニュアルは平成19年5月1日から施行する。